

○和洋女子大学図書館学外者利用細則

(目的)

第1条 この細則は、広く地域の社会教育、生涯学習に寄与するため、和洋女子大学図書館（以下「図書館」という。）の、学外者利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この細則における学外者とは、第3条に定める利用者の範囲に該当する者とする。

(学外者)

第3条 図書館を利用できる学外者は、非営利、非営業目的の調査・研究・学習のために図書館の資料を利用しようとする者で、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市川市に在住あるいは在勤、在学（高校生を除く）している満18歳以上の者（以下「市川市民等」という。）
- (2) 当該年度の和洋女子大学公開講座、いちかわ市民アカデミー講座に準ずる公開講座を受講している者（以下「講座受講生」という。）
- (3) 和洋女子大学入学試験合格者（以下「入試合格者」という。）
- (4) 図書館等からの紹介状持参者（以下「紹介状持参者」という。）
- (5) 女子高校生。ただし、和洋女子大学図書館利用細則第2条第3号に定める者を除く。

(利用有効期間)

第4条 前条に定める学外者の利用有効期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 市川市民等は、申込時から当該年度末
- (2) 講座受講生は、受講票発行後から当該年度末
- (3) 入試合格者は、合格から入学までの期間
- (4) 紹介状持参者は、紹介状に記載された利用期間
- (5) 女子高校生は、所属高等学校の在学期間

(利用証)

第5条 学外者は次の各号に定めるとおり、身分を証明するものを図書館に提示し、必要に応じて利用者登録申請書に記入の上、利用の許可を得て利用証の交付を受けるものとする。

- (1) 市川市民等は、氏名、住所、勤務先住所、年齢を証明できる物（健康保険証・運転免許証など）を提示し、利用証の交付を受ける。
- (2) 講座受講生は、当該講座の受講証をもって利用証とする。
- (3) 入試合格者は、図書館発行の特別入館許可証をもって利用証とする。
- (4) 紹介状持参者は氏名、所属が証明できるものと、図書館等発行の紹介状をもって利用証とする。
- (5) 女子高校生は、所属高等学校発行の生徒証をもって利用証とする。

2 図書館入館に際しては、常に本条第1項に記された利用証等を携行し、図書館の求めがあった場合にはこれを提示しなければならない。

3 利用証は他人に転貸、譲渡してはならない。

4 利用者登録申請書の記入事項又は利用証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出るものとする。

(利用可能日)

第6条 学外者が図書館を利用できる日は、図書館の開館日とする。

2 図書館長が必要に応じて利用可能日を変更した場合、学外者はこれに従うものとする。

3 ただし、女子高校生が利用できる日は、和洋女子大学の春期・夏期・冬期休業中の定められた日とする。

(利用時間)

第7条 学外者が図書館を利用できる時間は、平日 9時－17 時 土曜日 9時－14 時 とする。

2 図書館長が必要に応じて利用時間を変更した場合、学外者はこれに従うものとする。

(館内利用)

第8条 学外者の図書館所蔵資料及び設備の利用は、次の各号に掲げる事項に限る。

(1) 図書館所蔵図書及び逐次刊行物資料の閲覧。ただし、紹介状持参者は紹介状発行時に指定した資料の閲覧利用に限る。

(2) 蔵書検索用端末の利用

(館内規律)

第9条 学外者は、館内において利用上の注意事項を遵守するとともに、職員の指示に従わなければならない。

(利用制限)

第10条 図書館は本細則に定められた事項を遵守せず、職員の指示に従わない者に対して、利用の停止、又は退館の措置をとることができる。

(弁償)

第11条 学外者が故意又は過失により館内の設備・備品等を損傷したとき、及び所蔵資料を損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃については、和洋学園諸規程の管理規程の定めによる。

附 則

この細則は、2023年4月1日から制定施行する。

本細則の制定により和洋女子大学学術情報センター学外者利用細則(平成24年4月1日制定)は2023年3月31日をもって廃止とする。